

通所型サービス（独自）サービスコード表（令和7年4月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A 6	1111	通所型独自サービス 1	イ 通所型サービス費（独自） （注 1・注 2）	（1）事業対象者・要支援 1	1,798単位		1,798	1月につき	
A 6	1112	通所型独自サービス 1 日割			59単位		59	1日につき	
A 6	1121	通所型独自サービス 2		（2）事業対象者・要支援 2	3,621単位		3,621	1月につき	
A 6	1122	通所型独自サービス 2 日割			119単位		119	1日につき	
A 6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1	高齢者虐待防止措置 未実施減算	（1）事業対象者・要支援 1	18単位減算		-18	1月につき	
A 6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 日割			1単位減算		-1	1日につき	
A 6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2		（2）事業対象者・要支援 2	36単位減算		-36	1月につき	
A 6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 日割			1単位減算		-1	1日につき	
A 6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1	業務継続計画未策定減算	（1）事業対象者・要支援 1	18単位減算		-18	1月につき	
A 6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1 日割			1単位減算		-1	1日につき	
A 6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 2		（2）事業対象者・要支援 2	36単位減算		-36	1月につき	
A 6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 2 日割			1単位減算		-1	1日につき	
A 6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5 %加算				1月につき
A 6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5 %加算				1日につき
A 6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス（独自）を行う場合		事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	1月につき	
A 6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752		
A 6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき
A 6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	（1）口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	150		
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		（2）口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	160		
A 6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480	
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	①事業対象者・要支援 1	88単位加算	88		
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			②事業対象者・要支援 2	176単位加算	176		
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	①事業対象者・要支援 1	72単位加算	72		
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2			②事業対象者・要支援 2	144単位加算	144		
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	①事業対象者・要支援 1	24単位加算	24		
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			②事業対象者・要支援 2	48単位加算	48		
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	100		
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200		
A 6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	20	1回につき	
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		（2）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	5		
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 92/1000加算			
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		（2）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 90/1000加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の 80/1000加算			
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		（4）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 64/1000加算			

注 1 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	8001	通所型独自サービス 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A 6	8002	通所型独自サービス 1 日割・定超			59単位		41	1日につき
A 6	8011	通所型独自サービス 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	8012	通所型独自サービス 2 日割・定超			119単位		83	1日につき

注 2 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A 6	9001	通所型独自サービス 1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A 6	9002	通所型独自サービス 1 日割・人欠			59単位		41	1日につき
A 6	9011	通所型独自サービス 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位		2,535	1月につき
A 6	9012	通所型独自サービス 2 日割・人欠			119単位		83	1日につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、
介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※ ~~業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。~~

④「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、フ、カ、ヨ、タのうち、イ（3）及び（4）は本市においては実施しておりません。